

教第 99 号議案

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則の件

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則を次のように制定する。

平成 31 年 3 月 25 日提出

神戸市教育委員会

教育長 長 田 淳

教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則

(趣旨)

第 1 条 教育委員会の権限に属する事務(以下「事務」という。)の委任及び補助執行については、別に定めがあるほか、この規則の定めるところによる。

(委任等の原則)

第 2 条 事務の委任及び補助執行は、行政事務の能率的な処理と一体性の保持を目的とするものでなければならない。

(協議)

第 3 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 7 の規定に基づき事務の委任をし、又は補助執行をさせようとする場合における同条に規定する市長との協議は、文書で行うものとする。

2 市長は、事務の委任又は補助執行を受ける必要があると認めるときは、文書により教育委員会に対し協議を求めることができる。

(補助執行事務)

第 4 条 地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき別表のとおり事務を補助執行させる。

(権限の留保)

第 5 条 委任を受けた事務が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該事務の受任者(以下「受任者」という。)は教育委員会の指示を受けて事案を処理しなければならない。

- (1) 事案の内容が特に重要であると認められるとき。
- (2) 取扱上異例に属し、又は先例になると認められるとき。
- (3) 重大な疑義若しくは紛議があるとき又は処理の結果重大な紛争が発生する恐れがあると認められるとき。

(4) 次項の規定により教育委員会が別に指示した事項

2 教育委員会は、必要があると認められる場合は、委任事務について報告を徴し、又は指示をすることができるものとする。

(臨時的事務の委任及び補助執行)

第 6 条 別表に定める補助執行事務のほか、必要がある場合は、臨時的事務又は期間の定めがある事務について、この規則の定めるところにより委任し、又は補助執行をさせることができる。

2 前項の規定に基づき委任をしようとするときは、委任の相手方、内容及び期間を告示するものとする。

(委任及び補助執行の解除)

第 7 条 事務の委任及び補助執行の解除については、第 3 条第 1 項及び第 2 項の例により協議して行うものとする。

2 教育委員会及び市長は、事務委任の解除の場合において、必要があると認められるときは、関係者に対し解除の通知を行うものとする。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

補助執行に係る事務	補助執行させる職員
1. 生涯学習の振興に関すること。 2. 生涯学習支援センターにおける指定管理者の指定、管理運営及び事業に関すること。	市民参画推進局長及び文化交流部職員